

大切なお知らせ

令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)について

村では、低所得の子育て世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を実施しています。

1. 支給対象者 ①、②の両方にあてはまる方

①令和4年3月31日時点で**18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）

を養育する父母等であって、村及び所属先（公務員のみ）から令和4年4月分の児童手当または、青森県から特別児童扶養手当を受給している方

（※青森県から児童扶養手当を受給されている方で、「ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金」を受け取った方は対象外となります）

② 1) 令和4年度 **住民税（均等割）が非課税**の方

または

2) 令和4年1日1日以降の収入が大幅に減少し、**住民税非課税相当の収入**となった方

2. 支給額 **児童1人当たり 一律 5万円**

3. 給付金の支給手続き方法

I. 村から令和4年4月分の児童手当または青森県から令和4年4月分の特別児童扶養手当を受給されている方

◇**積極支給対象者として、申請は不要**とし、【児童手当及び特別児童扶養手当が支給されている口座】に振り込まれております。

II. 高校生を養育している方、児童手当を所属先から受給している公務員の方

◇**健康福祉課から、お知らせと支給申請書を送付**しておりますので、ご記入いただき、窓口または、郵送にて提出願います（支給は、令和4年10月～11月頃を予定しております）。

III. 令和4年1月1日以降の収入が大幅に減少し、住民税非課税相当の収入となった方

◇**支給申請が必要**となりますので、**事前に健康福祉課へご連絡**いただき、収入状況等を確認した上で、支給申請書を送付いたします。

4. その他 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」に関して不明な点等につきましては、健康福祉課【☎ 0175-28-5800】までお問合せをお願いします。

青森県最低賃金改定のお知らせ

1 青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。

時間額 853円（令和4年10月5日から）

2 青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者に適用されます。

3 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

4 業務改善助成金については、「業務改善助成金コールセンター」（☎：0120-366-440）にお問合せください。

5 最低賃金賃上げに向けた支援策、その他相談については「青森働き方改革推進支援センター」（☎：0800-800-1830）にお問合せください。

6 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からご覧になれます。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

※お問合せは、**青森労働局労働基準部賃金室**へ（☎：017-734-4114）。